

令和 7 年度 部活動規約

部活動とは、共通の興味・関心を持った生徒が集まり、顧問教師の指導のもとに放課後や休日等に行われる活動のことである。

1 部活動設定条件

- (1) 顧問教師がいること。
- (2) 活動場所があること。

2 入部条件

- (1) 入部の際は、本人が家族の理解・承諾を得て、参加の申し込みを行う。
- (2) 入部期間は1年間とし、毎年更新する。
- (3) 活動に必要な経費は、基本的には個人負担とする。
- (4) 新入生に関しては、4月当初2週間程度の仮入部期間を設定する。
具体的な期間、入部方法についてはその年度の部活動担当が提案する。

3 活動について

- (1) 顧問の出張・休暇の場合は、原則として活動は中止する。
- (2) 最終下校時刻は年間を通じて午後6：00とする。
- (3) 朝練習を行う場合は、7：20以降の集合とする。それまでの登校は不可。
- (4) 朝練習等の活動については、顧問が監督することを条件とする。
- (5) 活動については、平日は少なくとも1日以上、土日はどちらか一方を休養日とする。
ただし、公式大会が日曜日になり、土日どちらも活動した場合には、翌週の平日をもう1日休養日とする。
- (6) 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とする。
- (7) 定期考査1週間前は下記の事項を除いて活動を中止する。
※ 試験中及び直後に公式試合等がある場合には、放課後1時間のみ活動を認める。
- (8) 面談中の活動については教室、体育館、校庭に分け、副担任の先生を中心に担当する。
- (9) 職員の研修会等のある日は、部活動指導員がいない場合再登校してからの活動とする。
- (10) 三者面談中の部活動については、副担任の先生を中心に担当する。

4 活動上の諸注意

- (1) 授業、学級活動、生徒会活動、学校行事を優先する。
- (2) 欠席する場合は、必ず顧問に届け出る。
- (3) 退部する場合は、顧問に申し出て指定の退部届を提出する。
- (4) 年度途中に新しい部に入部を希望する場合は、顧問の許可を得て入部届を提出する。
- (5) 更衣は指定された場所を使用し、活動後校舎内（教室等）には入らない。
- (6) 休業中の活動を含め、自転車登校は禁止する。ただし、近隣校での試合や発表会等で顧問が許可し、事前に管理職の許可を得た場合のみ認める。
- (7) 昼食購入等での外出は認めない。
- (8) 飲み物について、缶、ビン、ペットボトル類の持ち込みは認めない。
- (9) 活動場所、用具は常に整理・整頓し、大切に扱う。
- (10) 自分が所属していない部の活動場所に、応援のために行くことは禁止する。（競技が同じでも、顧問が違う場合は禁止。引退後の3年生が応援に行く場合は、前日までに顧問と保護者に許可をもらい、保護者の責任の下、応援に行ってもよい。ただし、活動場所への到着と帰宅の際には顧問へ挨拶・報告をし、服装は標準服または部活動の服装とする。持ち物などその際のルールも学校生活と同じである。